

# 米国主導で変わる法人税議論の背景

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

東西冷戦が終結した90年代、ポーランドやハンガリーなど旧東欧諸国が、法人税率を引き下げて国境の開放されたドイツやフランスから企業を自国に呼び込み、雇用の拡大や経済の活性化をはかった。これに対抗してドイツ、フランス、英国などが、自国企業の移転を引き留めようと法人税率を引き下げると、旧東欧圏はさらに法人税率を引き下げた。このループは米国やわが国を巻き込み、「法人税率の引下げ競争」「Race to the bottom」と呼ばれ今日まで続く流れとなっている。

一方、デジタル経済の発達に法人税制が追い付いていないという認識の下で、G20とOECDは、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源侵食と利益移転) プロジェクトを立ち上げ、多国籍ITデジタル企業への課税強化を目指して議論を行ってきた。この中で、米国からの提案もあり、冒頭の「法人税率の引下げ競争」に終止符を打とうという議論も合わせ行われてきた。

欧州諸国は「多国籍ITデジタル企業への課税強化」に比重を置き、米国は「引下げ競争をやめるための各国共通の最低税率の導入」に力点を置き、双方をセットとして議論してきたのである。米国トランプ政権は一昨

年の暮れ突然、最低税率の導入には賛成するが、米国狙い撃ちのデジタルIT企業への課税強化には反対すると態度を変更させ、本年7月の合意を前にOECDの議論は難航していた。

このような状況の中、今回バイデン政権は、多国籍企業への課税強化について積極姿勢に転じた。その結果4月に開催されたG20財務相会議で、多国籍企業への課税強化と法人税の引下げ競争を止めるための最低法人税率の導入の2点について、年央合意を目指すという共同声明が採択されたのである。もっとも米国は、デジタル企業狙い撃ちを避けるべく、「多国籍ITデジタル企業」でなく、広く世界で利益を上げる大企業も含めて超過課税を検討すべきだという新たな提案をした。

このような米国が主導する法人税を巡る議論の変化の背景にはどのような事情が考えられるのだろうか。

第1に、法人税増税の米国議会対策である。バイデン政権は、米国の不十分なインフラ整備などに必要な2兆2,500億ドル(250兆円)規模の支出の財源に充てるという名目で、法人税率を21%から28%に引き上げるなど大幅な法人税増税を提案した。15年間で2.5兆ド

---

ル（275兆円）の増収になる。この法案を、共和党の反対が予想される中で議会を通過させるためには、G20での合意が必要との判断がある。

2番目に、欧州諸国などが導入したデジタルサービス税（DST）という独自の売上げ税が米国デジタル産業の発達に悪影響を及ぼすのではないかという懸念である。この税制はインド、トルコ、インドネシアなどにも広がり、コロナ対策費用を捻出するための財源策としてさらに増殖する可能性がある。バイデン政権はトランプ政権が課したフランスへの報復関税こそ取りやめたが、事態の広がりには牽制している。かりに報復関税の発動となれば、国際貿易全体が混乱に陥る可能性がある。欧州諸国は、OECD合意が得られれば

DSTは取り下げるとしている。

最後に最も重要なことだが、コロナ禍での財源不足という中で、あらためて財源としての法人税の重要性に気がついたということであろう。英国でも本年3月、スナク英財務相が、新型コロナウイルスの巨額の経済支援費用を賄うための財源策として、23年度から法人税を現在の19%から25%に引き上げることを公表した。コロナ禍とバイデン大統領への交替が、法人税に対する認識や考え方を大きく変化させたといえよう。

このような法人税を巡る新たな国際潮流が、同じくコロナ対策に伴う膨大な財政赤字に悩まされるわが国にどのような影響を及ぼすのだろうか。今後の注目点だ。